

社会福祉法人聖徳会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成35年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇取得率の向上を目指すために、年度内で年5日程度の計画的付与を実施する。

目標2：全職員の年次有給休暇取得率を50%以上にする

<対策>

- 平成30年 4月～ 全職員の年次有給休暇取得状況を調査する
- 平成30年10月～ 部署ごとに年次有給休暇の計画的付与を含む、5日以上の時季指定取得、並びに取得率50%以上にするための具体的方法を計画し、実施する。
- 平成31年以後
各年 4月～ 年次有給休暇取得状況の再調査、分析を行う。
- 平成31年以後
各年10月～ 5日以下の取得、或いは50%未満の取得率の場合は、部署ごとで課題を検討し、改めて取得に向けた具体的方法を策定し、実施する。